

改正 平成30年11月1日

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「埼玉医療センター」という。）が地域の基幹病院として、救急医療を始め、かかりつけ医から紹介された専門的治療が必要な患者の診断・治療を行うなど、地域の診療所やクリニック等を支援することを方針とする。さらに、地域医療機関や施設との機能分担を図り、地域医療の向上に資するため、埼玉医療センターが行う地域医療支援事業（以下「支援事業」という。）の運営について必要事項を定めるものとする。

(支援事業の範囲)

第2条 埼玉医療センターが行う支援事業としての共同利用の範囲は次の通りとする。

- 1) 外来・入院患者診療への参加
- 2) 手術への参加
- 3) 放射線診断機器（CT、MRI）の利用
- 4) 研究施設（会議室・図書室）の利用
- 5) 共同連携ベッドの利用

(紹介患者に対する医療の提供)

第3条 埼玉医療センターは地域医療機関からの紹介患者に対し、高度先進医療と安全な医療を提供する。

2 埼玉医療センターは病状が安定した患者については、紹介元医療機関または地域医療機関へ逆紹介する。

(登録医療機関)

第4条 登録医療機関の選定は、獨協医科大学埼玉医療センター総合患者支援センター運営委員会（以下「総合患者支援センター運営委員会」という。）において、地域医療連携推進活動状況及び当該年度の紹介患者、逆紹介患者状況をもとに、主に埼玉県東部地区より選定し、第11条で定める委員会の承認を得て決定する。

2 登録医療機関の申請及び項目変更等における細則は別に定める。

(登録医療機関の責務)

第5条 登録医療機関は、刑法第134条第1項（秘密漏示）に準拠し、埼玉医療センターより知り得た患者の個人情報及び診療内容について守秘義務を遵守する。

(登録医療機関の有効期限)

第6条 登録医療機関の有効期限は原則1年間とし、双方からの申し出がなければ自動継続とする。

(登録医)

第7条 登録医は、第4条第1項の規程により登録された医療機関の医師とする。

2 埼玉医療センターは共同利用する登録医に対し、その目的に鑑み報酬等は支給しない。

(共同利用の申請)

第8条 登録医療機関が第2条に規定する共同利用を行う場合は、（別紙第3号様式）をもって埼玉医療センター総合患者支援センター医療連携部門（以下「医療連携部門」という。）に申請し、当該部門の指示において共同利用に当たる。

2 登録医療機関が第2条に規定する共同利用を行う場合は、病院組織には属せず、病院職員に対する直接の指示権限は有しない。

3 共同利用における細則を別に定める。

4 登録医療機関に勤務する医師、看護師、薬剤師、その他の医療従事者は、会議室及び図書室を利用する場合、（別紙第3号様式）をもって医療連携部門に申請する。

(救急医療の提供)

第9条 埼玉医療センターは24時間体制で地域医療機関からの紹介に基づく救急医療を行う。

(研修の実施)

第10条 埼玉医療センターは地域医療機関の医療従事者を対象に、地域医療の資質向上を目指し各種研修を行う。

(運営委員会)

第11条 支援事業の円滑な運営、諸問題を協議することを目的として委員会を設置する。

2 前項の委員会は、獨協医科大学埼玉医療センター地域医療支援病院運営委員会（以下「運営委員会」という。）と称する。

3 運営委員会に関することは、別に定める。

(総合患者支援センター)

第12条 医療連携部門は事業の円滑な運営のため、登録医からの共同利用の申し込みについて、その受付及び連絡調整を管理し、登録状況を総合患者支援センター運営委員会並びに運営委員会に報告する。

2 総合患者支援センター医療福祉相談部門は窓口及び電話での患者相談（要望）に対して、適正かつ真摯に向き合い（別紙第4号様式）をもって対応し、日々の相談記録を医療相談部門システムへ登録後、総合患者支援センター運営委員会並びに運営委員会に報告する。

3 総合患者支援センター在宅医療部門は、地域包括ケアシステムに必要な訪問看護を行う居宅介護支援事業所との連携を図り、居宅サービスにおける情報提供の推進に関して取り進め、日々の訪問看護記録を医療相談部門システムへ登録し、総合患者支援センター運営委員会並びに運営委員会に報告する。

4 医療連携部門は事業の円滑な運営のため、支援事業に関わる規程及び細則（以下「規程及び細則」）について管理し、規程及び細則に変更が生じた場合は総合患者支援センター運営委員会並びに運営委員会の承認を得て取り進める。

5 医療連携部門は事業の円滑な運営のため、埼玉医療センター関連部門（放射線部、看護部、診療記録管理部、庶務課、入院課、外来課、医事保険課）との連携において、運営委員会の活動に務める。

(情報公開)

第13条 支援事業及び登録医療機関における情報は、庶務課と総合患者支援センター管理のもと、埼玉医療センター正面玄関のインフォメーション及びホームページに掲載する。

2 情報公開におけるインフォメーション及びホームページの掲載内容については、総合患者支援センター運営委員会並びに運営委員会に報告する。

3 診療並びに病院の管理運営に関する諸記録の閲覧を希望する場合は、（別紙第6号様式）をもって医療連携部門に申請する。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、総合患者支援センター運営委員会の議を経て、埼玉医療センター病院長が決定し、地域医療支援病院運営委員会に報告する。

附 則（平成29年 規程第45号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 規程第202号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年 規程第56号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式（省略）